

生きる権利



第2条 差別の禁止

子どもは、国のちがい、性別、考え方のちがい、障がいがあるか、お金があるかないかなどによってさべつされません。

第27条 生活水準の確保

保護者は、子どもが人間らしい暮らしが十分にできるようにする責任があります。国はそれを助けます。

育つ権利



第28条 教育を受ける権利

子どもは、学校で楽しく学習できます。しかられるときにも、人間として、ほこりを傷つけられることはありません。

第29条 教育の目的

教育の目的は、子どもの持っている力を伸ばしていくこと。世界の言葉や文化のちがいを知って、なかよくすること。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは休んだり、遊んだり、文化・芸術に親しむことができます。

子どもの権利条約ってご存知ですか？ 日本が批准して20年を迎えました

守られる権利



第19条 暴力からの保護

国は、子どもが保護者の暴力で心や体を傷つけられたり、ひどい扱いを受けないように子どもを守らなければなりません。

第23条 障がいのある子どものために

障がいのある子どもが個性やほこりを傷つけられずに生活を送れるよう、国は環境を整えなければなりません。

参加する権利



第12条 意見を言う権利

子どもは意見を言うことができます。その意見は尊重されなければなりません。

第13条 表現(情報発信)の自由

子どもはいろんなことを伝えたり、自由に自分を表現することができます。

第17条 知る権利

子どもは、社会の中でしあわせに育っていくために、自分に役立つ情報を知ることができます。

私たちが人の気持ちに寄り添い、思いをはせること。
それが、子どもたちの明るい未来につながると信じて…

差別をなくすために 第39集

小郡市
小郡市教育委員会